

◎新潟県告示第799号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、新潟県環境局環境対策課及び新潟県地域振興局健康福祉（環境）部において縦覧する。

令和8年10月13日

新潟県知事 花 角 英 世

1 通船川内水面貯木場特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

新潟市東区下木戸地内の県道新潟新発田村上線と県道新潟港横越線との交点を起点とし、ここから県道新潟港横越線を北に進み、市道山ノ下東港1号線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、さらに市道東3-507号線を東に進み、市道東3-620号線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道東3-569号線との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、市道3-571号線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道松崎逢谷内線との交点に至る。ここから同市道を南南西に進み、県道新潟新発田村上線との交点に至る。ここから同県道を西に進み起点と結ぶ内部一円の区域とする。

(3) 面積

235ヘクタール（内水面30ヘクタール）

(4) 存続期間

令和8年11月1日から令和18年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

2 鳥屋野潟特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

新潟市中央区紫竹山地内弁天橋北詰を起点とし、ここから市道弁天橋姥ヶ山線、市道南7-52号線、市道亀田1-480号線を南に進み、市道亀田1-356号線との交点に至る。ここから同市道を西南西に進み、市道南7-232号線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道亀田1-379号線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、市道南7-279号線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、市道鐘木鍋潟新田線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、市道祖父興野鐘木線を経て、県道新潟小須戸三条線との交点に至る。ここから同県道を北に進み、鳥屋野潟放水路右岸との交点に至る。ここから同放水路を東に進み、上沼橋に至る。ここから市道南7-74号線を北に進み、市道南7-69号線を経て市道鳥屋野女池線との交点に至る。ここから同市道を東に進み小張ノ木橋に至る。ここから鳥屋野潟北側の土手を北東に進み、桜木橋に至る。ここから市道鳥屋野女池線を東に進み、市道女池紫竹山線を経て起点と結ぶ内部一円の区域から鳥屋野潟鳥獣保護区を除いた区域とする。

(3) 面積

547ヘクタール（内水面15ヘクタール）

(4) 存続期間

令和8年11月1日から令和18年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

3 東大通川特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

県道新潟小須戸三条線と市道大秋新通線の交点を起点とし、ここから同市道を東南東に進み市道新津1-200号線との交点に至る。ここから同市道を東北東に進み、大通幹線排水路右岸に至る。ここから同排水路右岸を南南西に進み、小須戸幹線排水路左岸との交点に至る。ここから同排水路左岸を北西に進み、大秋排水機場に至る。ここから同排水機場敷地界に沿って西に進み、県道新潟小須戸三条線に至る。ここから同県道を北北東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

- (3) 面積
39ヘクタール（内水面 6ヘクタール）
- (4) 存続期間
令和 8 年11月 1 日から令和18年10月31日まで
- (5) 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

4 中ノロ川特定猟具使用禁止区域

- (1) 目的
危険防止のため

- (2) 区域

燕市小高地内の佐渡橋北詰を起点とし、ここから市道日之出町10号線を西に進み、市道日之出町12号線との交点に至る。市道日之出町12号線を西に進み、中ノロ川左岸沿いの市道日之出町 1 号線との交点に至る。市道日之出町 1 号線を中ノロ川上流側に進み、県道燕白根線との交点に至る。ここから同県道、主要地方道新潟燕線を西に進み、主要地方道燕地藏堂線との交点に至る。ここから同県道を南に進み、燕市大曲地内で市道大曲53号線との交点に至る。ここから同市道を進み、市道八王寺大曲川原線を中ノロ川上流側に進み、市道八王寺横田堤防線との交点に至る。同市道を進み、市道道金水道町線との交点に至る。ここから市道道金水道町線を南東に進み、中ノロ川水門を越え中ノロ川右岸に至る。ここから燕市道金地内の燕市道金浄水場堤防側の河川管理通路を中ノロ川下流側に進み、市道八王寺堤防 1 号線に至る。ここから市道八王寺堤防 1 号線、市道八王寺堤防 2 号線を北東に進み、燕市と三条市との境界に至る。ここから市道八王寺堤防線を北東に進み、市道大島220号線に至る。ここから市道大島220号線を中ノロ川下流側に進み、三条市と燕市の境界に至る。ここから市道井土巻殿島線を北に進み、燕市南一丁目地内で同市道に交わる市道南一丁目 2 号線に至る。ここから市道南一丁目 2 号線を北に進み、市道南一丁目 3 号線との交点に至る。ここから市道南一丁目 3 号線を北に進み、燕橋東詰を越え、南町遊歩道に至る。ここから同遊歩道を中ノロ川下流側に堤防沿いに進み、市道南五丁目 1 号線に入り、市道南五丁目 2 号線との交点に至る。市道南五丁目 2 号線を南に進み、市道南二丁目 3 号線に至る。ここから同市道、市道南七丁目 1 号線を東に進み、河川管理通路に至る。ここから同道路を東に進み、市道井土巻13号線に至る。ここから同市道、市道南七丁目12号線、市道井土巻14号線を東に進み、市道新生町佐渡線との交点に至る。ここから市道新生町佐渡線を北に進み、佐渡橋に至る。ここから同橋を北に進み起点と結ぶ内部一円の区域とする。

- (3) 面積
155ヘクタール（内水面79ヘクタール）
- (4) 存続期間
令和 8 年11月15日から令和18年11月14日まで
- (5) 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

5 長峰池特定猟具使用禁止区域

- (1) 目的
危険防止のため。

- (2) 区域

上越市柿崎区三ツ屋浜地内の国道 8 号と市道三ツ屋浜坂田線との交点を起点とし、ここから同市道を南東に進み、市道上下浜線との交点に至る。ここから同市道を西北西に進み、市道原之町上下浜停車場線との交点に至る。ここから同市道を南南東に進み、市道長峰上下浜線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道長峰潟町線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、農道との交点に至る。ここから農道を北西に進み、市道上下浜内雁子線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、市道上下浜線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、国道 8 号との交点に至る。ここから同国道を北東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

- (3) 面積
139ヘクタール（内水面24ヘクタール）
- (4) 存続期間
令和 8 年11月 1 日から令和18年10月31日まで
- (5) 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

6 西福島特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため。

(2) 区域

上越市大字黒井地内の国道8号と市道石橋新田線との交点を起点とし、ここから同市道を南東に進み、一級河川湯川との交点に至る。ここから同河川左岸を北東に約750m進み、同河川右岸へ横断し、農道との接点に至る。ここから同農道を南に進み、市道島田石橋線に至る。ここから同市道を西に進み、市道工業団地4号線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道南川ニュータウン12号線に至る。ここから同市道を西に進み、市道上吉1号線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、県道大瀧直江津線との交点に至る。ここから同県道を西に進み、国道8号との交点に至る。ここから同国道を北東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

189ヘクタール（内水面3.6ヘクタール）

(4) 存続期間

令和8年11月1日から令和18年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

7 保倉川特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため。

(2) 区域

上越市頸城区西福島地内の県道大瀧直江津線のJR信越本線保倉川踏切を起点とし、ここから同県道を東に進み、頸城区松本地区内の頸城自動車の松本バス停留所に至る。ここから信越化学工業松本社跡地の道路を南に進み、保倉川を横断し同川左岸に至る。ここから同川左岸を下流に進み、飯田川との合流点に至る。ここから飯田川左岸を上流に進み、国道253号の千福橋西詰に至る。ここから同国道を西に進み、県道小猿屋黒井停車場線との交点に至る。ここから同県道を西に進み、市道安江一丁目西福島線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、市道佐内6号線、市道佐内10号線を経て、さらに北に進み市道佐内川原町線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、JR信越線の保倉川鉄橋南詰に至る。ここから同鉄橋を北東に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

194ヘクタール（内水面12ヘクタール）

(4) 存続期間

令和8年11月1日から令和18年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

8 上吉野特定猟具使用禁止区域

(1) 目的

危険防止のため。

(2) 区域

上越市上名柄地内の市道上越頸城大瀧線と国道253号との交点を起点とし、ここから同国道を東に進み、市道石川岡沢線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、市道下青野下吉野線との交点に至る。ここから同市道を東南東に進み、市道上青野上五貫野線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、市道岡沢1号線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、農道との交点に至る。ここから同農道を東に進み、保倉川左岸に至り、同左岸を東に進み、市道新井柿崎線に至る。ここから同市道を南西に進み、国道253号に至る。ここからさらに南へ約450m進み、農道との交点に至る。ここから、同農道を西北西に進み、十字路を北へ進み、上吉野池沿いを北西に進み、市道沖柳石川線に接続する農道との接点に至る。ここから同農道を南に進み、市道沖柳石川線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、市道石川岡沢線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、市道石川上名柄線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、長岡新田上名柄線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、市道上越頸城大瀧線との交点に至る。ここから同市道を北に進み起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

177ヘクタール（内水面29ヘクタール）

(4) 存続期間

令和8年11月1日から令和13年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器